
平成30年 第3回 9月 (定例) 中 間 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年 9月27日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

平成30年 9月27日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第1号 平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第2号 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第3号 平成29年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第4号 平成29年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第5号 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第6号 平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第7号 平成29年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第8号 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第9号 平成29年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成29年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第1～日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第41号議案 平成30年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第12 第42号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第11～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第43号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第44号議案 中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例
(日程第13～日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第45号議案 中鶴更新住宅 (1期) 新築工事 (建築工事) 請負契約につ

いて

(日程第15 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第16 第46号議案 財産の処分について

(日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第17 第47号議案 中間市道路線の認定について

(日程第17 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第18 請願第1号 全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書の提出を求める請願

(日程第18 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第19 意見書案 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を第10号 求める意見書

日程第20 意見書案 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書第11号

(日程第19～日程第20 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第21 意見書案 水道法の改定をしないことを求める意見書第12号

(日程第21 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第22 意見書案 特定複合観光施設区域整備法（カジノ実施法）の廃止を第13号 求める意見書

(日程第22 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第23 意見書案 全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書第14号 見書

(日程第23 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 植本 種實君	2 番 小林 信一君
3 番 堀田 克也君	4 番 柴田 芳信君
5 番 田口 澄雄君	6 番 田中多輝子君
7 番 掛田るみ子君	8 番 草場 満彦君
9 番 中尾 淳子君	10 番 山本 慎悟君
11 番 安田 明美君	12 番 梅澤 恭徳君

13番 柴田 広辞君

14番 中野 勝寛君

15番 井上 太一君

16番 下川 俊秀君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	市長公室長	………	佐伯 道雄君
総務部長	………	園田 孝君	市民部長	………	安徳 保君
保健福祉部長	………	船津喜久男君	建設産業部長	………	藤田 宜久君
教育部長	………	田中 英敏君			
環境上下水道部長	………				井上 一君
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	………	三船 時彦君
企画政策課長	………	濱田 学君	総務課長	………	後藤 謙治君
財政課長	………	蔵元 洋一君			
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
福祉支援課長	………	亀井 誠君	健康増進課長	………	岩河内弘子君
こども未来課長	…	平川 佳子君	介護保険課長	………	冷牟田 均君
都市計画課長	………	白石 和也君	建設課長	………	藤田 晃君
上水道課長	………	田中 秀一君	下水道課長	………	岩切 伸一君
市立病院課長	………	末廣 勝彦君			

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君

書 記 谷山 隆二君

書 記 志垣 憲一君

書 記 池田 恭君

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。会議に入ります前に、平成30年北海道胆振東部地震により多くのとうとい命が失われました。犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。議場の皆様、ご起立、お願いいたします。

（黙祷）

○議長（下川 俊秀君）

黙祷を終わります。お座りください。

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 認定第 1号

日程第 2. 認定第 2号

日程第 3. 認定第 3号

日程第 4. 認定第 4号

日程第 5. 認定第 5号

日程第 6. 認定第 6号

日程第 7. 認定第 7号

日程第 8. 認定第 8号

日程第 9. 認定第 9号

日程第10. 認定第10号

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、認定第1号から日程第10、認定第10号までの平成29年度各会計決算認定10件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び認定第6号について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます

す。

まず、歳入歳出差引額は3億8,530万円の黒字決算となっております。また、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支については3億6,940万円の黒字、単年度収支においては5,520万円の赤字となっております。

まず、歳入に関しましては、地方交付税の収入済み額は52億9,420万円で、前年度と比較して1,820万円、率にして0.3%の減額となっております。地方交付税を補完している臨時財政対策債の借り入れ額は4億9,830万円で、前年度と比較して1,520万円、率にして3.2%の増額となっております。地方消費税交付金の収入済み額は6億7,050万円で、前年度と比較して300万円、率にして0.4%の減額となっております。また、ふるさと納税を含む寄附金の収入済み額は3億5,010万円で、前年度と比較して3億2,880万円の大幅な増額となっております。なお、市債の借り入れ額は11億2,580万円で、前年度と比較して1億920万円、率にして10.7%の増額となっております。

次に、歳出に関しましては、人事院勧告に準じ、期末勤勉手当の支給率を引き上げたことなどにより、人件費は前年度と比較して2,640万円の増額となっております。また、公債費は前年度と比較して460万円の増額となっております。

平成29年度末における普通会計の基金残高は、前年度から4億930万円と大幅に減額して21億1,840万円となっております。また、地方債残高は、前年度から7億2,490万円減額して127億9,190万円となっており、13年連続の減少となっております。

主な財政指標でございますが、資金繰りの危険度を示す実質公債費比率は、前年度から0.3ポイント悪化して14.6%に、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は3.9ポイント改善して70.1%に、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は0.9ポイント改善して98.5%となっております。

討論において、「職務遂行上、職員と管理職の関係が異様な事態が進んでいると思われる人事評価制度の中止を求める」また、「学校給食の民間委託は、離職率の高さ、質の確保という点で非常に問題があり、経費的にも安上がりに見えるが、消費税の税率が上がるたびに委託料が増加していくため、学校給食の直営を求める」との意見がありました。

次に、認定第6号平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成29年度も新たな用地の取得はなく、収入支出ともに生じておりません。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第6号は全員賛成で原案どおり認定すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに認定第2号、認定第3号、認定第7号、認定第8号及び認定第10号の各会計歳入歳出決算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、認定第1号平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、歳入につきましては、市税収入決算額は40億410万円で、前年度と比較して2,330万円の増収となっております。

その主な要因として、市民税における所得水準が向上せず、個人市民税が1,190万円減収、さらに喫煙率の低下により、たばこ税も2,470万円減収となりましたが、徴収率としては前年度の95.5%から96.2%に上昇し、また、法人市民税が増収、さらに新築家屋及び償却資産の増加に伴い、固定資産税、都市計画税が増収となったことによるものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

民生費の決算額は84億2,230万円となっており、社会福祉費の主なものは、特別会計国民健康保険事業繰出金5億2,520万円、後期高齢者医療制度給付費負担金6億5,590万円、介護保険事業特別会計繰出金7億1,140万円でございます。

次に、児童福祉費の主なものは、子ども・子育て支援費7億6,430万円、児童手当・児童扶養手当9億4,720万円でございます。

次に、生活保護費の主なものは、扶助費21億8,070万円でございます。

次に、衛生費の主なものは、各種予防接種委託料1億410万円、健康診査等の各種健診等委託料5,310万円でございます。

討論において、委員から、「少子化対策としての婚活イベントの実施をやめ、雇用の抜本的改善として、育児休暇の賃金補償や正規雇用等のスキルアップを後押しする職業訓練などの拡充に充てるべきである」また、「生活相談支援センターなどの業務は本来は行政の仕事であり、民間委託せず、正規雇用を確保すべきである」などの意見がありました。

次に、特別会計について申し上げます。

初めに、認定第2号平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は65億6,970万円、歳出決算額は75億8,370万円で、歳入歳出差引額は10億1,390万円の赤字となっておりますが、単年度収支におきましては、2億2,010万円の黒字決算となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金でございます。

歳出の主なものは、保険給付費 3 億 2, 8 5 0 万円、後期高齢者支援金等 6 億 5, 4 6 0 万円でございます。

討論において、委員から、「生活困窮で保険料を支払えず、資格証明書を交付された世帯の方が、経済的理由で病院に受診できず命を落とす危険性がある。市民が安心して病院に受診できるよう保険証の取り上げはやめるべきである」などの意見がありました。

次に、認定第 3 号平成 2 9 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は、貸付金元利収入等 5 7 0 万円、歳出決算額は、繰上充用金等 3 億 4, 9 5 0 万円で、差引歳入不足額は 3 億 4, 3 8 0 万円でございますが、単年度収支では 4 6 0 万円の黒字決算となっております。

次に、認定第 7 号平成 2 9 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保険事業勘定の歳入決算額は 4 9 億 8, 7 7 0 万円、歳出決算額は 4 7 億 8, 0 0 0 万円で、歳入歳出差引額は 2 億 7 6 0 万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金でございます。

歳出の主なものは、保険給付費 4 1 億 7, 5 9 0 万円でございます。

前年度に比べ、保険給付費の介護予防サービス等諸費が 4 1 % 減少した要因は、通所及び訪問サービスが地域支援事業費へ移行したことによるものでございます。

また、サービス事業勘定の歳入決算額は 4, 5 3 0 万円、歳出決算額は 3, 5 8 0 万円で、歳入歳出差引額 9 5 0 万円の黒字でございます。

討論において、委員から、「特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護 3 以上とされており、要介護 1・2 の待機者の申請権を奪っており、入所基準を見直すべきである」などの意見がありました。

次に、認定第 8 号平成 2 9 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入決算額は 7 億 9, 0 4 0 万円、歳出決算額は 7 億 7, 3 3 0 万円で、歳入歳出差引額 1, 7 1 0 万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料 5 億 8, 1 8 0 万円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金 7 億 7, 0 8 0 万円です。

黒字となった要因は、出納整理期間に納付された保険料を、福岡県後期高齢者医療広域連合が、平成 3 0 年度会計で受け入れるためでございます。

討論において、委員から、「後期高齢者医療制度は、7 5 歳以上の高齢者を国民健康保

険などから切り離れた年齢差別の医療制度である。廃止し、以前の老人保健制度へ戻すべきである」などの意見がありました。

次に、認定第10号平成29年度中間市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収支では870万円の経常利益が計上されております。

また、総収益20億2,350万円に対し、総費用20億1,650万円となり、単年度収支において690万円の純利益となっております。

これにより、前年度繰越欠損金2億8,410万円から当年度純利益を差し引きました2億7,710万円が、当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本的収支では2,650万円の不足を生じましたが、繰越損益勘定留保資金等で、全額補填されております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、認定第1号、認定第2号、認定第7号、認定第8号は賛成多数で、認定第3号、認定第10号については全員賛成で、原案どおり認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております認定第1号のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに認定第4号、認定第5号及び認定第9号について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、認定第1号平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

歳入の主なものは市営住宅566戸の使用料等の土木使用料として1億420万円、社会資本整備総合交付金等の土木費国庫補助金として1億9,750万円、チャレンジショップの補助金として、商工費国庫補助金が4,860万円となっております。

次に、歳出の主なものは、総務費では、交通安全対策費において、市内街路灯の電気代及び修繕料、交通安全施設等設置工事費で3,920万円、住宅交通対策費において、地域公共交通バリア解消促進等事業費補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等の負担金及び交付金として5,350万円が支出されております。

衛生費では、遠賀・中間地域広域行政事務組合へ、火葬施設、じん芥処理施設、し尿処理施設、組合事務所費の負担金として6億4,220万円が支出されております。

商工費では、商工業振興費において、新規起業者を支援し、地域経済の活性化を推進することを目的とした、なかまチャレンジショップの建築工事費として8,960万円が支出されております。

土木費では、継続して実施されておりました御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事の工事費に5,400万円が支出され、平成29年度をもって事業が完成されております。

なお、御座ノ瀬・中ノ谷線バイパス道路新設工事を含む道路新設改良費における工事請負費全体では、１７件の工事が行われており、合計１億２，８９０万円が支出されております。

また、公園費においては、垣生公園池周辺整備工事等の工事請負費として４，６８０万円、住宅建設改良費において、中鶴地区立替事業における地域優良住宅建設予定地の土地購入費に１億９，５９０万円が支出されております。

消防費では、消防防災活動の拠点整備を図る目的として、第四分団格納庫改修工事が行われ、また、寄贈高規格救急自動車機材及び高度救命資機材購入に１，４５０万円が支出されております。

討論において、委員から、「白島備蓄基地の補助金をもらっているが、この備蓄基地は福智山断層の延長線上にあり、地震の被害を考えると危険であり、１日も早く撤去すべきものと考えているので反対する」との意見がありました。

次に、認定第４号平成２９年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成２９年度決算においては１３０万円の黒字となっております。

歳入の主なものは、下水道使用料で、徴収率は９７．２％となっております。

歳出の主なものは、中鶴・曙下水処理場の光熱水費及び施設修繕料として２，０００万円、同下水処理場の維持管理委託料として５，７３０万円が支出されております。

また、施設の修繕費及び公共下水道に接続するための整備費として下水道設備改良基金に１０万円が積み立てられ、基金の総額は６，９００万円になっております。

次に、認定第５号平成２９年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

平成２９年度決算においては３４０万円の黒字になっております。

歳入の主なものは、下水道受益者負担金及び公共下水道使用料で、徴収率はそれぞれ９７．６％、９８．５％になっております。

歳出の主なものは、公共下水道建設費におきまして、砂山地区管渠築造工事他４５件の工事請負費として１０億１，２３０万円が支出されております。

これにより、公共下水道普及率は７６％に達し、公共下水道と地域下水道を合わせた普及率は８６．２％になっております。

最後に、認定第９号平成２９年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について申し上げます。

まず、利益の処分におきまして、当年度未処分利益剰余金２億２，９９０万円のうち、建設改良積立金へ５，０００万円を積み立て、残余１億７，９９０万円を繰り越すものであります。

次に、決算におきまして、収益的収支では５，３５０万円の純利益となっております。

また、資本的収支では3億4,860万円の不足を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填されております。

給水状況につきましては、給水戸数は2万8,693戸で、前年度より64戸の増加となっておりますが、給水人口は、前年度より575人減少しております。

工事の状況につきましては、唐戸浄水場データログ装置更新工事等の改良工事28件、公道修繕工事などの保存工事704件、下水道工事に伴う配水管移設工事などの受託工事8件が行われております。

討論におきまして、委員から、「職員数の変化はないが、災害に対応できる人数を確保すべき、また、技術の継承の面からも民間委託をやめるべきだとの考えで反対する」との意見がありました。

最後に、それぞれ採決しました結果、認定第1号は賛成多数で、認定第4号、認定第5号は全員賛成で認定すべきであると決し、認定第9号は賛成多数で原案可決及び認定すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

認定第1号平成29年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

最初に人事評価制度についてであります。支援費委託料90万円、システム賃貸料143万4,972円、課長職の評価による一時金の差が今まではありましたが、ことしについてはないようであります。評価を前提としての賃金格差は、その制度設計自身がまずいと思います。また、このような評価を全職員を対象に行うこと自体が、行政上では無駄だと思います。即刻中止を求めます。

次に、新規採用職員を相変わらず自衛隊へと研修・派遣をさせています。人事評価で同僚を敵に回し、上官の命令に絶対服従、そうした組織への派遣が、全体の奉仕者として住民に向き合う自治体労働者の出発点としてふさわしい対応でしょうか。研修ならもっと市民保守の立場で、自分の意見の言える職員をつくることこそ目指すべきだと思います。

次に、ふるさと納税制度についてです。

確かに中間市としての業績は、今、上がっています。しかし、国内では、物すごい収益を上げている自治体がある反面、長野県伊那市のように、昨年度比で94%マイナスの自

治体も生まれています。返礼品の内容やその額についての制限が決まった結果ですが、元来、地方自治体の収入の柱である住民税をこのような形で集めること自体が、税制の健全なあり方に逆行していると思います。やめようという声を中間市からも上げていくべきだと思います。

次に、社会保障・税番号制度の推進についてです。

国などの行政の都合で進められているこのマイナンバー制度については、プライバシーの侵害と不正の温床となるもので、即刻中止を求めます。

次に、学校給食の民間委託の問題であります。

民間委託校がふえ、最終的には現職職員の退職を待って、全ての委託化を考えているようですが、直営こそ、今からの時代にふさわしい形態だと考えます。現職員が退職をする前に、そのノウハウを継承、発展させるために、早急な全校直営化を求めます。

次に、少子化対策のため、結婚推進のイベント等が実施をされていますが、雇用対策の強化がもっと重要なのではないのでしょうか。そのためにも市を挙げて職員の正規化を進めるべきですし、雇用相談も市が主体として進めるべきだと思います。推進強化を求めます。

次に、認定第9号平成29年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対意見を申し述べます。

従前からこれも指摘をしてきましたが、一部とはいえ、水道事業の運営に民間委託がなされています。短期的な経費削減を目指すのではなく、長期的・安定的な水道事業の運営のためには、正規職員による直営が望ましいと思います。

また、消費税の引き上げは、その都度、経費の増加を伴います。そのようなことから直営を目指すことを求めて、本決算認定には反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

認定第2号平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

生活が苦しく保険料を払えない世帯が、窓口で全額払えるはずもなく、資格証明書を交付された世帯の人が、経済的理由で病気にかかれず、治療おくれになって命を落とすことがあります。市民が安心して治療にかかれるよう、国民健康保険証の取り上げはやめるべきです。

認定第7号平成29年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

特別養護老人ホームへの入所は、原則、要介護3以上とされ、10万人を超える要介護1・2の待機者は、受け皿の準備もないまま、待機者の列から排除されました。

要介護者から特養入所の申請権を奪うことで、見かけ上だけ待機者数を減らし、介護難

民のまま放置されています。入所基準を戻すべきです。

認定第 8 号平成 29 年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対意見を申し述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者を囲い込んで負担増と差別医療を押しつける制度です。後期高齢者医療制度は廃止して、老人保健制度に戻し、保険料、窓口負担の軽減や差別医療をなくすべきです。

保険料を支払えない高齢者への制裁も深刻です。有効期間が短い短期保険証の発行も多く、有効期限が切れているにもかかわらず、行政窓口相談に行けないなどして、短期保険証が手元にない高齢者も少なくありません。高齢者を無保険者に追い込むことは、命そのものにかかわります。

以上で、反対意見を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより認定第 1 号から認定第 10 号までの平成 29 年度各会計決算認定 10 件を順次採決いたします。

議題のうち、まず認定第 1 号平成 29 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第 1 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第 2 号平成 29 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第 2 号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第 3 号平成 29 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定につい

てを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することになりました。

次に、認定第4号平成29年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することになりました。

次に、認定第5号平成29年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することになりました。

次に、認定第6号平成29年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することになりました。

次に、認定第7号平成29年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号平成29年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決及び認定すべきであるとするものであります。本案は、委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、認定第9号は委員長の報告のとおり原案可決及び認定することに決しました。

次に、認定第10号平成29年度中間市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第11. 第41号議案

日程第12. 第42号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、第41号議案及び日程第12、第42号議案の補正予算2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まずは、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果を、ご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入において、普通交付税及び臨時財政対策債が決定したことにより、その額を補正するものが主な内容となっております。歳入歳出それぞれ6,850万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ179億4,834万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしたしましては、普通交付税3,370万円、エネルギー利用モデル構築促進事業補助金390万円、県道水巻線改良事業に伴う市有地売却収入4,270万円、災害復旧事業債740万円が追加計上され、一方、学校施設改善交付金3,920万円、学校教育施設整備事業債5,800万円、財政調整基金繰入金8,330万円が減額されております。

次に、主な歳出のものは、総務費において、エネルギー利用モデル構築促進事業に390万円、市有地管理に要する経費に250万円、ふるさと納税管理業務委託料に820万円が追加されております。

また、教育費において、小学校のブロック塀の修繕に480万円が追加され、一方、小学校トイレ改善事業については、1億1,660万円が減額されております。

さらに、災害復旧費においては、7月6日の集中豪雨により冠水した遠賀川河川敷グラウンドの復旧工事に740万円が計上されております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、「遠賀川河川敷グラウンドにこれまで多額の災害復旧費用を投じている。遠賀川河川敷グラウンドの公の施設としての役割を学校のグラウンドに代替するなどして、今後予想される災害復旧費を他の予算に活用してもらいたい」また、「道徳教育は教科によるものではなく、子ども自身が学習の中で互いに学ぶものではないか、道徳が教科になると、教科として評価することとなり問題がある」などの意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第41号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分及び第42号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４１号議案平成３０年度中間市一般会計補正予算（第１号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金６００万円、民生費国庫及び県負担金として、低所得者第１号被保険者介護保険料負担金９００万円が追加計上されております。

歳出につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳費では、住民記録システム改修委託料６００万円が追加計上されております。

民生費におきましては、社会福祉費の国民年金事務費では、国民年金第１号被保険者の産前産後４カ月間の保険料免除に係るシステム改修委託料３１０万円、地域総合福祉会館の外壁劣化調査業務委託料１９０万円が追加計上されております。

討論において、委員から、「マイナンバー制度においては、個人のプライバシー情報を国で管理するなど憲法違反である」などの意見がありました。

次に、第４２号議案平成３０年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして申し上げます。

保険事業勘定の歳入につきましては、平成２９年度事業における地域支援事業費の確定に伴う支払基金交付金１，７２０万円を増額し、低所得者第１号被保険者介護保険料繰入金として１，３１０万円が追加計上されております。また、歳出補正に伴う財源調整として、前年度繰越金９，７７０万円が追加されております。

次に、歳出につきましては、平成２９年度事業における介護給付費の確定に伴う償還金として、国庫及び県償還金１億２，１６０万円、支払基金償還金６２０万円が増額されております。また、人事異動に伴う人件費として７６０万円増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ１億３，６２０万円が追加され、介護サービス事業勘定を加えた予算総額は、歳入歳出それぞれ５０億７，３６０万円となっております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第４１号議案については賛成多数で、第４２号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４１号議案平成３０年度中間市一般会計補正予算（第１号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、債務負担為補正としまして、中鶴地区定住促進住宅（１期）整備事業が計上されております。本事業は、ＰＦＩを活用することで、民間のノウハウを利用した質の高いサービスを提供し、本市の定住促進施策を推進するものとなっております。なお、債務負担

行為の期限は平成30年度から平成61年度までで、限度額は10億4,350万円になっております。

次に、歳入におきまして、県支出金の農林水産業費県補助金が40万円増額され、1,910万円となっております。

次に、歳出について、農林水産業費では、県産木製品等購入費として備品購入費が40万円増額され5,920万円となっております。これは、市役所ロビーなどの公共施設で使用する県産木製ベンチやテーブルなどを購入する費用ということです。

次に、消防費では、常備消防費において、来年度4月1日付で採用される新規職員1名に貸与する被服等の消耗品に係る経費として50万円が増額され、4億5,880万円になっております。

最後に、採決しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいま委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

補正予算ですね。第41号議案平成30年度一般会計補正予算（第1号）について、反対意見を申し述べます。

まず、ふるさと納税管理業務委託についてであります。

ワンストップ特例申請ということで、他自治体からの協力者にお礼と確定申告の特典を図るようですが、制度の問題がありますので中止を求めます。

次に、遠賀川河川敷グラウンド災害復旧工事740万円についてであります。

ラグビーやソフトボールの練習使用が、年165件あるとのことですが、1回に740万円の補修費用は高すぎます。また、今のように頻繁に洪水災害の危険性のある降雨が続く中では、補修後すぐにつかるということも想定できるのではないのでしょうか。

練習場の確保は考慮に入れつつも、学校の運動場やその他安定した陸地での確保等を考慮し、このような補修費がかからないような対応を求めます。

次に、道徳教育の推進であります。

昨年度の補正予算では、道徳教育の教科化に当たって担当教師の教科書について予算措置がなされ、今回は教師の研修費用だそうです。

道徳教育は、このような教科化という形での上からの押しつけはすべきではないと思います。何が正しいかは、議論の末、本人の納得を通じてすべきであって、正解初めにあり

き、そしてそれが成績につながるような制度設計はまずいと思います。

今は戦前とは違います。道德教育の教科化とその推進には反対をいたします。

次に、マイナンバー制度であります。これはもう再三討論しておりますけども、国民にとってはプライバシーの侵害等を伴う危険極まりない制度です。即刻中止を求めます。

以上、補正予算に対する反対意見といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４１号及び第４２号議案の補正予算２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４１号議案平成３０年度中間市一般会計補正予算（第１号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第４１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４２号議案平成３０年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第４２号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１３．第４３号議案

日程第１４．第４４号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１３、第４３号議案及び日程第１４、第４４号議案の条例改正２件を一括して議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。

中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４３号議案及び第４４号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第４３号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、本年４月２７日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者における代替保育及び調理業務に係る基準を改めるものです。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

討論において委員から、「今回の再生は専門性の異なる准看護師を保育士と代替することは、保育の質を低下させる」また、「子どもの発達を保障するため、保育環境を充実させることが多様化する保育ニーズに応えることであると考え、反対する」などの意見がありました。

次に、第４４号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、６月定例会における条例改正を踏まえ、事業の趣旨等を見直すものです。

改正の主な内容としましては、１００歳の節目を迎えられた給付対象者に対し、祝金とあわせて表彰状の贈呈を行っており、これを条例に明示するものです。

また、給付対象者に敬老の意を表すことに加え、長寿を祝福することを目的とするため、名称も「中間市長寿祝金条例」に改正するものです。

なお、施行日につきましては、平成３１年４月１日となっております。

討論において委員から「年金も引き下げされる中、高齢者のささやかな楽しみまで奪うものであり、制度をもとに戻すべきである」また、「多年にわたり社会の発展に寄与し、税金を納めてこられた高齢者に対し、名称変更の改悪には反対する」などの意見がありました。

最後に、採決しました結果、第４３号議案、第４４号議案については、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。田中多輝子さん。

○議員（６番 田中多輝子君）

第４３号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

本条例は、家庭的保育事業所に勤務する保健師または看護師を保育士とみなしているものに、さらに准看護師を追加しています。

保育士は、保育に従事する専門職であり、看護師、准看護師は園児の健康状態を把握し、保健及び看護活動を行う専門職であります。一人一人の子どもの健やかな発達を保障するために、保育士の専門知識と技能は欠かすことができません。

今回の改定によって、専門性の異なる准看護師を保育士の代替とすることは保育の質を一層低下させることになりかねません。子どもの健康を保護するためにも看護師等の配置は必要なものであり、看護師配置が進むよう財政支援を充実させるべきです。

そして子どもの発達を保障し、保育環境を充実させるためにも保育士の配置基準を手厚く改善させることこそ、多様化する保育ニーズに応える確かな道であると考えます。

以上のことから本議案には賛成できません。

第４４号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例について反対意見を申し述べます。

先の議会で、敬老祝い金の７７歳廃止、８８歳減額が決まり、来年から実施することになりました。

７７歳支給は、近隣市町も実施しておりもとに戻すべきです。政府の年金削減で高齢者の生活は年々厳しくなっています。多年にわたり社会の発展に寄与し、税金を納めてこられた高齢者に対し、本議案の名称変更での改悪には賛成できません。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４３号議案及び第４４号議案の条例改正２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第４３号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第４３号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第４４号議案中間市敬老祝金条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第４４号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１５．第４５号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１５、第４５号議案中鶴更新住宅（１期）新築工事（建築工事）請負契約についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４５号議案中鶴更新住宅（１期）新築工事（建築工事）請負契約についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中鶴地区にあります市営住宅は、建物の耐用年限を迎え老朽化していること、また、旧耐震基準の建物であり耐震性が低いことなどから、平成２４年度に策定されました中間市公営住宅長寿命化計画に基づき建てかえが検討されてきました。

今回計画されております中鶴更新住宅（１期）の概要ですが、建築場所は中鶴市営駐車場跡地で、建物につきましては鉄筋コンクリート造りの５階建ての建物で、整備戸数は３０戸、現在、中鶴改良住宅に居住しておられる方々のうち３０所帯が入居することとなっております。

なお、中鶴更新住宅（１期）新築工事につきましては、本件建築工事に加え、電気設備工事及び機械設備工事を平成３０年度に行い、外構工事を平成３１年度に発注をすることとなっております。

本件工事に係る請負契約につきましては、８月１６日に予定価格を４億２，３３５万８，９２０円とし、３共同企業体による指名競争入札が実施され、永野・井上・ヒヤムタ建設工事共同企業体が４億１，４７２万円で落札しております。

これにより、同日付で同共同企業体と仮契約を締結しているということです。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。梅澤恭徳君。

○議員（１２番 梅澤 恭徳君）

第４５号議案中鶴更新住宅（１期）新築工事（建築工事）請負契約について反対討論をいたします。

今回、委員長の報告にもありましたように４億円を超える大変大きな事業であり、また、景観も変わり本当に中間の魅力がアップするそのような事業であると考えております。

しかし、今回の最大の問題点は、行政側の瑕疵であります。

一般的に相見積もりをとる場合は、３者以上からとるのが一般的でございます。しかしながら、今回は事実上２者での入札となっております。形式的には３者から入札を行っていますが、１者はＢランクの特定建設業者であり、中間市の規則によりますと５，０００万円以上の事業はできない決まりであります。

その点に気づいておきながら、通常どおりの入札を行った行政側の瑕疵は甚だ疑問であります。

また、委員会でも審議の期間が延びたにもかかわらず、議論されるべきところが議論されておらず、審議の過程が正しく行われたとは到底思えません。今後の入札の体制を含め、行政側の誠意ある対応を意見として提言させていただき討論を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第４５号議案中鶴更新住宅（１期）新築工事（建築工事）請負契約についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第４５号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 16. 第 46 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 16、第 46 号議案財産の処分についてを議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 46 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回処分する財産は、中間市岩瀬 3 丁目及び水巻町吉田南 5 丁目に位置する市有地で、処分する土地の面積は 7,532 平米であります。

福岡県が実施する県道中間水巻線道路改良事業の用地として福岡県が取得するものであり、売買代金は 4,271 万 68 円で、本年 8 月 17 日付で売買の仮契約が締結されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要でございます。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただまの委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第 46 号議案財産の処分についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 17. 第 47 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１７、第４７号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第４７号議案中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回認定される路線は、道元１６号線の１路線でございます。

市道中尾・中間線が県道であった当時の交差点改良工事により生じ、県が管理している道路残地につきましては、近隣の住環境整備のため、県と本市との覚書において県が道路として整備し、竣工後は本市が管理することになっておりますことから、当該路線を市道として認定するものとなっております。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして委員長の報告といたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第４７号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。

よって、第４７号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第１８．請願第１号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１８、請願第１号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意

見書の提出を求める請願を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております請願第1号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書の提出を求める請願について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

この請願の趣旨につきまして、JR駅の無人化が進んでいますが、ことしもまた駅員が常駐し、バリアフリーが整った駅で視覚障がい者がホームから転落し、命を落とされています。このような事故はあってはならないことであります。このように駅員が配置され、バリアフリーが整備された駅でさえ転落死亡事故が続いており、設備が整っていない無人駅では、より危険であることは言うまでもありません。

最近、利益追及が優先され、駅のバリアフリー化が進まないまま無人化が進められています。そこで、さらに不便さや危険性にますます拍車がかかり増加しています。

今般のような駅の無人化は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に反するものであります。

よって、移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められている人数制限を撤廃し、全ての駅において、高齢者、障がい者が安心・安全に利用し、かつ円滑に移動できるよう、バリアフリー新法の対象として乗降客数に関係なく全ての駅でバリアフリーを進めていただくための法制化を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。

委員より「全てとあるが、過疎地など1日に数名しか乗らない駅などもあるが、そういったところもやるべきだとお考えですか」という質問などあり、紹介議員より「乗降箇所に関係なく公平に全ての駅をバリアフリー化してほしいという思いがあり、全てという表現で間違っていないと思います」などの意見がありました。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で請願第1号は採択すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより請願第1号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきであるとするものであります。本請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第19. 意見書案第10号

日程第20. 意見書案第11号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第19、意見書案第10号及び日程第20、意見書案第11号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

意見書案第10号及び11号の趣旨説明を行います。

初めに、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書案について説明いたします。

本年6月の大阪北部地震では、学校関係で158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎など物的被害を受けました。

中でも、学校施設のブロック塀の下敷きになって児童が死亡したことは、二度とあってはならないことであります。学校施設はもとより、児童生徒が利用する通学路の安全確保に向けて改善を図るため、次の3項目について国に対応を求めるものです。

1、今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。

2、全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合、支援ができる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業の積極的な活用を図ること。

3、学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事

業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

続きまして、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書案について説明いたします。

平成２８年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待の相談件数が１２万件を超え、５年前に比べ倍増していることを受け、平成２８年、２９年と児童福祉法を改正し、対策を強化してきました。しかし、本年３月、東京都目黒区で両親から虐待を受けた女児が死亡するという痛ましい事件では、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができませんでした。

こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、次の５つの事項に取り組むことを国に求めるものです。

１、平成２８年度に政府が策定した児童相談所強化プランを拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市や特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

２、子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やＮＰＯ等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。

３、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるように、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること、また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

４、全国共通ダイヤル「１８９」を児童虐待通告に限定すること。児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に、いまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

５、保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、スクールソーシャルワーカーを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして、意見書案第１０号及び１１号の趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案２件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論を終結いたします。

これより意見書案２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第１０号学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。

よって、意見書案第１０号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第１１号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。

よって、意見書案第１１号は、原案のとおり可決されました。

日程第２１．意見書案第１２号

○議長（下川 俊秀君）

日程第２１、意見書案第１２号水道法の改定をしないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。

○議員（５番 田口 澄雄君）

意見書案第１２号水道法の改定をしないことを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

今回の水道法の改定案は、昨年の通常国会に出されましたが、国会解散で廃案になった

ものです。しかし、ことしの延長国会で再び提出をされ、わずか2日の審議で衆議院可決となりました。そして参議院に送付されましたが、審議入りは見送られ、継続審議となっています。

このまま推移しますと秋の臨時国会で再審議となり、数を頼んでの採決となりそうな様相であります。

今回のこの法律が通りますと、国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立て、市町村も含めて広域化の推進に努めなければならないことになります。

また、コンセッション方式といいまして、施設は自治体が所有したまま管理をし、企業が運営だけを得てもらうけていく仕組みがつくられます。これでは、肝心の老朽化の施設への負担は自治体がいながら、企業のもうけだけを保障する仕組みとなります。

そして、そのことは先に民営化をし、今、再公営化へと動き始めている諸外国の例を見れば、その危険性は一目瞭然であります。

フランスのパリ市では、民営化の結果、水道料金は1985年から2009年の間に3倍となっていますし、次々と子会社を下請けに出して利益を確保していたことが問題となりました。今、公営化に戻しています。

1998年に民営化したアメリカのアトランタ市では、配水障害、泥水の地上噴出、水道水への異物混入や汚濁などが続出し、料金は毎年値上げ、その結果、2003年に市直営に戻しています。

こうした再公営化の動きはドイツも含めて32か国267件にも上ります。世界が失敗に気づき、こうした再公営化に戻り始めているとき、ほぼ直営で実施をしている我が国が何でこうも性急に民営化をしようとするのでしょうか。

水は、私たちの命や暮らしにとってとても大事なライフラインです。もうけ本位の民間企業にその運営を任せるなど、とんでもないことだと思います。

今の水道法でも、国は必要な財政的、技術的な支援を行うとなっており、その責任を果たさせることが一番大事だと思います。

今後の技術力の継承の点でも、こうした安易な民間委託を可能にするような法の改定はすべきではありません。

以上、議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第12号水道法の改定をしないことを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 意見書案第13号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第22、意見書案第13号特定複合観光施設区域整備法(カジノ実施法)の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員(4番 柴田 芳信君)

意見書案第13号特定複合観光施設区域整備法(カジノ実施法)の廃止を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

2018年7月19日にカジノ法が32日間の延長国会の末、可決成立をいたしました。

2014年厚生労働省の研究班が公表した調査報告書によりますと、日本のギャンブル依存症患者が536万人にも上り、日本が既に世界最悪のギャンブル依存大国であることが裏づけされています。

ラスベガスを管轄するネバダ州のゲーミング管理局は、次のような見解を表明しています。「問題あるギャンブルとは、個人の心理的先入観や衝動により精神の健康が侵されるものである。過度のギャンブル行動は、時間、金銭、自尊心の喪失に帰着する。ギャンブルは私生活、家庭関係、職業に対する希望をなくさせ、結果としてそれらを壊すところまで発展させるおそれのあるものである」と、スマホでゲームに明け暮れる学生が多数を占める中で、「読書にあてる時間がゼロ」と回答した学生が40%を超えたとされています。

カジノが合法化されることで、青少年にどんな悪影響を与えることになるのか気がかりです。脱法ハーブや脱法ドラッグだけでなく、タバコやゲーム機、スマートフォンへの依存も含めて、「依存症」という問題は、青少年に広範な影響を及ぼしています。こうした

問題に解決を見ないまま、さらに賭博を合法化するようでは、我々が生み出してきた日本経済は子どもや若者たちを資本蓄積の標的とし、彼らの収奪の源泉としてきたことこそ反省すべきではないでしょうか。

日本におけるこれまでの公営ギャンブルは、利益の使い道を公的なものに限ってきました。カジノの場合は、利益の３割を納付金として国と自治体に納めれば後は全て企業のものになります。

ギャンブル資金を貸し付ける制度も大問題であります。多重債務の問題の教訓から、貸金業法に盛り込まれた年収３分の１の要件も当てはめず、貸せる条件を判断するのはあくまでカジノ事業者です。収入だけでなく預貯金、国債、有価証券、土地や建物の資産を考慮し、貸し付けることができるわけであります。利用者の身ぐるみをはがし、絞りとったお金は海外企業の懐に入ってしまう。

よって、カジノ法の廃止を求めるものであります。

以上により、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出するものであります。多くの皆さんの賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第１３号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中尾淳子さん。

○議員（９番 中尾 淳子君）

特定複合観光施設区域整備法（カジノ実施法）の廃止を求める意見書案について、公明党中間市議団を代表し、反対討論を行います。

本年７月２０日にカジノを含む統合型リゾートＩＲ整備法案が可決成立しました。ＩＲとは、大型ホテルや商業施設、大会議場、展示場、レクリエーション施設などが一つにまとまったリゾートという意味です。

まずＩＲ整備法の目的ですが、訪日外国人観光客が３，０００万人に迫ろうとしている中で、滞在日数や消費額は諸外国の観光地に比べて少ない等の課題があります。その対応策として大規模な展示場や会議場が効果的とされています。ちなみに日本で一番大きな展示場は、東京ビッグサイトですが、世界にはさらに大きな会場が多数あるとのこと。

一方、このような施設の建設や維持には膨大な金額を要することから、自治体はもちろん民間企業も参入するのに大きな壁があります。そこで、民間企業の参入を促すため、収益の柱としてカジノを容認したのが今回のＩＲ法です。

ＩＲ開設による経済波及効果は、建設費として約５．１兆円、ＩＲ施設運用によって年間約２兆円と試算されています。これは全国３カ所に設置された場合の試算額です。

次に、ＩＲの概略についてですが、先ほども述べましたように大型ホテルや商業施設、大会議場、展示場、さらにレクリエーション施設などが一つにまとまり一体となった施設の一部分にカジノが含まれ、全体面積の３％以下に制限されました。

ＩＲ企業での収益の３０％を税金として国が徴収し、カジノ実施自治体と折半します。地域の活性化、さらに財政の改善を目指します。ＩＲは全国３カ所が上限で、国に認定を申請できるのは都道府県と政令市です。国の判断で場所を決めることはありません。申請には議会での議決とともに実施する市町村の合意を必要とするため、住民の反対を押し切って設置されることはありません。

ギャンブル依存症やカジノによる有害な影響や犯罪をいかに排除し、防止するかの視点から、公明党として慎重に検討し主張してまいりました。カジノには、世界水準の最高レベルの規制をかけ、世界で最も厳しいと言われるアメリカネバダ州やシンガポール等を参考に、日本の法制度上で可能な限りの規制をかけ、対応をしています。

具体的には、日本人がカジノに入場するためにはマイナンバーカードを使った本人確認を義務化しました。その上で、１週間のうち入場できる日数は３日です。１カ月では１０日まで、しかも入場料も世界一高い６，０００円としました。

次に、ギャンブル依存症対策についてですが、共産党さんの言われるとおり日本は世界一のギャンブル大国です。宝くじのほか、競馬や競艇、競輪といった公営ギャンブル、パチンコ等を合わせると、その売り上げは年間約４０兆円に上ると言われています。

これは全世界のカジノ約１３０カ国の売り上げとほぼ同じ金額になるそうです。ＩＲ企業収益のうち３０％を税金として徴収し、その一部をギャンブル依存症対策に使うことになっています。

現在の依存症対策として予算は約６億円で、ほとんど対策がとれていないのが現状です。今後、本格的に依存症対策ができるようになります。また、ギャンブル依存症のご主人がカジノへの入場を希望しても、家族が入場拒否の申請手続きをしていれば、そのご主人は入場することができない等の規制をかけています。

次に、雇用拡大についてですが、大型施設のホテルや商業施設、大会議場、展示場、展示室等で約１万５，０００人以上の雇用が生まれるのではないかと期待をされています。

最後に、青少年への影響についてですが、２０歳未満の入場は禁止されており、なおかつマイナンバーカードで本人確認を行いますので、そもそも青少年が入場することはできません。また、入場料６，０００円は世界最高水準の規制であり、入場へのハードルは高

く設定されていると言えます。

I R推進法の採択の段階で、公明党が党議拘束をしなかったことから様々な懸念があったのは事実だと思います。私も正直、カジノをどうして日本に持ち込むのかと思いました。しかし、I R整備法の段階になり、公明党として最大の規制をかけ、国際競争力の強化とギャンブル依存症対策を最大化してまいりました。

カジノによる新たな依存者の発生を最大限に減らしていく法案になっており、若者を標的とし、賭博を合法化するようなI R法ではないことを申し上げ、カジノ実施法の廃止を求める意見書案についての反対討論を終わります。

以上です。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

賛成討論をいたします。

今いろいろ言われましたけども、まず一つはこのカジノ法案、もともと賭博というのは刑法185条で禁止されています。その考え方としては、賭博そのものが犯罪であり、社会的にも風紀も乱すいろいろな問題点があるから、これは犯罪として取り締まっているわけですが、その中で法務省が出している8つの阻却要因というのがありまして、これは犯罪ではあるが、これは許そうというのが基本的な考え方ですけども、第1番目にあるのは、公益性です。つまり、今までギャンブルいろいろありました。競輪だとか、競馬だとか、競艇だとか、そういった公営ギャンブルは、そうした収益をほとんど公益に使う、そのことで阻却として許されてきたわけです。

今回のこの法案は、外国資本に7割の収益が行きました。シンガポール等では、アメリカの外国資本の実態を見ますと、家族、親族で7割の配当を受け取っているというような実態もあります。そうしたことから見ると、とてもではないけど公益性がないというのははっきりしています。

それと規制をかけたと言われまして、さっき中尾議員の発言では、「週3日、月10日」という発言をされました。これは違います。「週3回、月10回」です。これ、カジノは24時間営業ですので、週3回となりますと、前の日から行って翌日まで入ることができますので、実質7日のうちの6日間入り浸ることができます。

10日となりますと、これが20日になります。ですから、これは決して規制がかかったとは言えません。それと6,000円で済ませたのが世界最高水準と言われますが、シンガポールは8,000円です。

共産党の場合、長崎県の佐世保でパチンコ屋で世論調査をやりましたら、「6,000円の入場料であなたは行きますか」と言ったら、圧倒的多数は入りますという話です。決してこれは阻害要因にはなっていません。

それと、効果の問題を言われました。しかし、効果という意味では、これ逆の効果もあります。こうしたいろいろな依存症対策だとか倒産、そうした経済的な悪化、こう言ったことに対する経済マイナス効果も考えないといけません。そうしたことを考えると決して効果があるとは思いません。

それと、依存症対策をやると言いましたが、依存症対策の最大の効果は、これを導入しないことこそ依存症対策の最大の効果だと思います。さっき、金額いろいろ言われましたけど、私、インターネットで見たら、日本の場合はパチンコと今の公営ギャンブルだけで27兆円、世界のカジノが20兆円と言われています。ですから、今でも日本は、こうした公営ギャンブルやパチンコだけでも世界のギャンブル大国です。そうした国が、新たにまたギャンブルの中に入っていくのは非常に問題だと思っています。

それと3%の問題言われました。これ、実は3%というのは当初は一施設の賭博場1万5,000平米という規制があったんですが、いつの間にかこれが3%に入れかわりました。

例えば大阪の夢洲などは施設全体が70万平米あります。これに3%を掛けますと2万1,000平米、つまり当初の規制よりも大きな施設が建てられるような、この3%という言葉で異されて逆な動きをするというのも事実です。

いずれにしても、これは我々のためにやるというよりもアメリカのカジノ資本、これはシンガポールにも進出していますけども、50億ドルの投資をして5年間で回収をしたと言われているんですけども、そういったことにこうした我々の貴重な財産を1,800兆とも言われる個人財産をつぎ込むことは反対であります。

以上のことから、この意見書については賛成ということで討論を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第13号特定複合観光施設区域整備法（カジノ実施法）の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第23．意見書案第14号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第２３、意見書案第１４号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

公明党の草場でございます。

意見書案第１４号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書について趣旨説明を行います。

障がい者が必要なサービスを享受しながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題でございます。

ことしも駅員が常駐し、バリアフリーが整備された駅で、視覚障がい者の方が転落死亡事故が発生をしております。痛ましい事故が繰り返されている事態は深刻であります。視覚障がい者にとって、駅ホームは欄干のない橋に例えられるほど危険な場所であるにもかかわらず、安全対策がなされずバリアフリー化されていない無人駅は事故が発生する可能性は高く、整備が急務であります。

今後さらに人口減少が進んで行く中で、地方において無人化がふえていくと考えられるため、政府に対し、移動等円滑化の促進に関する基本方針に規定されている人数規定を撤廃をして、全ての駅において高齢者や障がい者等が安全に利用し、かつ円滑に移動できるよう、バリアフリー化をさらに推進するとともに、人数規定を撤廃する法制化を強く求めるものであります。

以上、議員の皆様のご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、趣旨説明を終わります。（「本議事堂もバリアフリー化してほしいと思います」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

傍聴席からの意見を求めません。（「よろしくお願いします」の声あり）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第１４号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第14号全ての駅をバリアフリー化するための法制化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第24．会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第24、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、安田明美さん及び草場満彦君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成30年第3回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 安 田 明 美

議 員 草 場 満 彦

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員